



年金無料相談会

このお知らせ届きましたか？

緑色の封筒で届いた方

年金のお手続きができる方

◀年金の請求年齢を迎えるお誕生月の3ヵ月前に日本年金機構から「年金請求書」が届きます。

●ご来店の際には、ご夫婦の年金手帳(基礎年金番号通知書)・雇用保険被保険者証・印鑑・加入記録(定期便)等をご持参していただきますと、より具体的なご相談ができます。当JAとお取り引きのない方でも、お気軽にご来店ください。

開催店舗のご案内 ※日程の都合が合わない方は対象地区以外の開催場所でも、ご相談いただけます。

中央支店

7月5日(土)

午前9時～午前11時30分

対象地区 もろ



みやごう支店

7月5日(土)

午後1時30分～午後4時

対象地区 みやごう



北支店

7月6日(日)

午前9時～午前11時30分

対象地区 みさと・いせさき・うえはす



さかい支店

7月6日(日)

午後1時30分～午後4時

対象地区 うねめ・ごうし・さかい・しまむら



たまむら支店

7月12日(土)

午前9時～午前11時30分

対象地区 しばね・たまむら・じょうよう

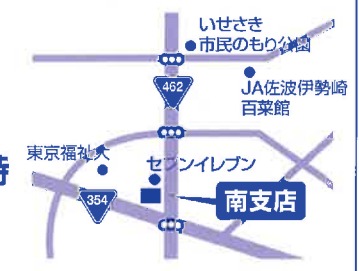


南支店

7月12日(土)

午後1時30分～午後4時

対象地区 とようけ・なわ・さんのうどう



あかぼり支店

7月13日(日)

午前9時～午前11時30分

対象地区 あかぼり



あずま支店

7月13日(日)

午後1時30分～午後4時

対象地区 あずま



※また上記日程以外にも月例年金無料相談を行っております。ご希望の方は本店までお問い合わせください。

●年金相談会についてのお申し込み・お問い合わせにつきましては、各支店の年金担当までご連絡ください。

JA佐波伊勢崎
本店 伊勢崎市連取町3096番地1
☎0270-20-1234

北支店 ☎0270-25-5741
中央支店 ☎0270-25-0477
南支店 ☎0270-32-2582
みやごう支店 ☎0270-25-4431
あずま支店 ☎0270-62-0011

さかい支店 ☎0270-74-1223
しばね支店 ☎0270-65-2554
たまむら支店 ☎0270-65-2911
じょうよう支店 ☎0270-65-2907
あかぼり支店 ☎0270-62-0012

1人1人が違うから 納得の個別相談です

年金博士から学ぼう!

一度ご自分の年金について日頃、疑問に思っていること等をご相談してみたいかがでしょうか?



社会保険労務士 高橋一夫 先生

年金は請求しないともらえません。ご準備はお早めに!

- 私は国民年金だけだけれど60歳から年金をもらおうかしら?
- 遺族年金をもらっているけど自分でかけた年金はどうなるの?
- 国民と厚生、両方に加入した事がある人はどうなるの?
- 失業保険と年金は両方もらえるの?
- 友達は〇〇円ぐらいだったけど、自分も同じぐらいでしょ?
- 働きながら年金はもらえるの?
- 厚生年金も早くもらおうと、減っちゃうの?

厚生年金の支給開始年齢

	60歳		61歳		62歳		63歳		64歳		65歳				
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性			
段階的に引き上げ	昭和20年4月2日	昭和25年4月2日	60歳	報酬比例部分				老齢厚生年金							
	昭和22年4月1日	昭和27年4月1日		定額部分				老齢基礎年金							
	昭和22年4月2日	昭和27年4月2日													
	昭和24年4月1日	昭和29年4月1日													
	昭和24年4月2日	昭和29年4月2日													
報酬比例部分も段階的に引き上げ	昭和28年4月1日	昭和33年4月1日	61歳												
	昭和30年4月1日	昭和35年4月1日													
	昭和30年4月2日	昭和35年4月2日	62歳												
	昭和32年4月1日	昭和37年4月1日													
	昭和32年4月2日	昭和37年4月2日	63歳												
	昭和34年4月1日	昭和39年4月1日													
	昭和34年4月2日	昭和39年4月2日	64歳												
	昭和36年4月1日	昭和41年4月1日													
昭和36年4月2日	昭和41年4月2日	65歳													
	以降生まれ	以降生まれ													

昭和28年4月2日(女性は昭和33年4月2日)以降に生まれた方は報酬比例部分も段階的に引き上げられ、最終的に全ての人が原則65歳からの受給となります。

年金博士の教え①

厚生年金

年金を受け取るための受給資格期間を満たし、厚生年金の加入期間が1年以上ある方は生年月日と性別によって左表の年齢から年金が支給されます。

長期特例は、ご存知ですか?

厚生年金に44年以上加入した場合に「特例」を受けることが可能となります。(※条件があります) くわしくは相談会で、ご説明いたします。

年金博士の教え②

国民年金

一定の加入期間を満たしていれば原則65歳から受給できます。また、希望により65歳前から繰上げて、または66歳以降に繰下げて受給することができます。

国民年金の支給開始年齢

60歳から受給した場合、65歳から受給する方に76歳8カ月で追いつかれます!

請求年齢: 原則65歳

約54.0万円

繰上げ受給

約77.2万円

※平成26年4月現在
繰下げ受給

支給開始年齢 生年月日	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳	66歳	67歳	68歳	69歳	70歳
繰上げ・繰下げの支給率	70%	76%	82%	88%	94%	100%	108.4%	116.8%	125.2%	133.6%	142%
	1カ月ごとに0.5%減額					原則	1カ月ごとに0.7%増額				

国民年金は原則65歳からですが、65歳前に繰上げ請求すると年金は減額され、66歳以降に繰下げ請求すると年金は増額されます。

国民年金の支給率は上のとおり! 原則は65歳受給ですが、65歳前に繰上げ請求すると年金は減額されて受給でき、66歳以降に繰下げ請求すると年金は増額されて受給できます。

